

## 事前協議（変更）申出書

（第1面）

年 月 日

（あて先）宇都宮市長

申出者 住 所 〒

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宇都宮市景観条例第12条第2項（条例第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり関係図書を添えて申し出ます。

行為の場所	宇都宮市			
景観計画区域区分等 （※1）	地域別	【 北西部・北東部・中央・東部・南部 】 地域		
	ゾーン種別	【 山地丘陵・田園集落・住宅地・都心 】 景観ゾーン		
	景観形成重点地区等	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区（ 地区）内 <input type="checkbox"/> 景観形成推進地区（ 地区）内 <input type="checkbox"/> 都心景観ゾーン		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類 （※2）	<input type="checkbox"/> 建築物	用途		
		行為区分	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	種類		
		用途		
<input type="checkbox"/> 開発行為	用途			
<input type="checkbox"/> その他				
設計者の住所、氏名	住所 〒		電話番号	
施工者の住所、氏名	住所 〒		電話番号	
代理者の住所、氏名 （※3）	住所 〒			※受付
	氏名 ----- 電話番号			
備考				

備考 1 景観計画区域区分欄には、該当する地域・ゾーン種別にそれぞれ○で囲み、該当する□にレ点を記入してください。

2 行為の種類欄には、該当する□にレ点を付け、行為区分を○で囲んでください。

3 「代理者の住所、氏名」欄には、届出に関する問い合わせ先を記入してください。

行為の施行	建築物	区分	申出部分	既存部分	合計	
		敷地面積			m <sup>2</sup>	
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		高さ	m	m		
		屋根	仕上材料(※4)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			色彩(※5)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		外壁等	仕上材料(※4)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			色彩(※5)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		構造(※6)	造階建	造階建		
内容	工作物	区分	申出部分	既存部分	合計	
		築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		高さ(※7)	m	m		
		外觀	仕上材料(※4)			
			色彩(※5)			
		構造(※6)				
開発行為	目的			面積		
				m <sup>2</sup>		

- 備考 4 仕上材料欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください(例：日本瓦、小口タイル、波形スレート等)。また、建築物については、その材料ごとの面積を併せて記入してください。
- 5 色彩欄には、主たる部分についての色調を記入するとともに、できる限り日本工業規格に従いマンセル値を記入してください(例：濃い茶色(5YR3/3)、薄い茶色(N8)、淡い緑色(10G6/2))。また、建築物については、その色彩に係る部分の面積を併せて記入してください。
- 6 構造物欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 工作物欄の高さ欄には、当該工作物の高さを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書きで地盤面から当該工作物の上端までの高さを併せて記入してください。
- 8 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入してください。
- 9 変更の協議の申し出を行う場合は、変更に係るものを添付してください。

(第3面)

事前協議に係る景観形成基準等に対する説明書

当該行為における景観形成に関する考え方（設計コンセプトなど）

(1)建築物の配置

(2)外部空間（エントランス、駐車場、全面空地など）

(3)高さ・規模等

(4)形態・意匠、色彩、素材

(5)広告物、サイン等

(6)照明（屋内、屋外）

	(7)植栽・緑化
	(8)設備機器
	(9)開発行為
	(10)工作物等（広告塔，広告板，高架水槽，擁壁など
	(11)その他（上記以外で景観に配慮した事項）

※景観形成重点地区等の景観形成基準や都心部の景観形成の手引き，景観法の届出における行為の制限については，ホームページ等で確認し，記載してください。